

令和4年度（2022年度）監査	
是正又は改善を要する事項	処理・改善（再発防止）策等の状況
<p>【物品の損傷】</p> <p>ノートパソコンの損傷が発生し、修繕費用として、1件、6万4,350円の支出があった。</p>	<p>ノートパソコンの損傷は、前日に清掃業者による誤内清掃があり、椅子を机に上げたことによる衝撃が原因と考えられる。</p> <p>今後、清掃作業が実施される際には、ノートパソコンを安全な場所に移動するなど作業による損傷リスクを回避するよう課内に周知し、再発防止に努める。</p>
令和3年度（2021年度）監査	
是正又は改善を要する事項	処理・改善（再発防止）策等の状況
<p>【検査員以外の者が検査を行っているもの】</p> <p>物品購入等の契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が検査を行っているものがあった。</p>	<p>物品購入等の契約における履行確認検査にあたっては、検査員を十分に確認し、検査員に指定されていない者が検査を行うことがないよう、職員に注意喚起を図るとともに、管理職員によるチェックを徹底して適正な事務処理に努める。</p>
令和2年度（2020年度）監査	
監査報告の内容	講じた措置
<p>【支出に係る事項（報酬・職員手当等）】</p> <p>管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことなどから、未支給となっているものが、17名分、28万1,500円、管理職手当区分に応じた額によらず、時間外勤務手当として計算し支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、13万8,270円あった。</p> <p>また、時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について手当を支給しなければならないが、100分の25の割合で支給すべき手当が、未支給となっているものが、2名分、8,720円、支給対象となる勤務時間を超えていないにもかかわらず手当を支給したことから、過払いとなっているものが、3名分、8,672円あった。</p> <p>【委託契約（計算証明）】</p> <p>申請書等の受理機関においては、貼付された収入証紙の取扱状況を1か月毎に確認し、申請書処理簿の当該月計の備考欄に課長等の認印を受けることとされているが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、未支給分については、追求の処理を行い、過払分については、返納の処理を行いました。</p> <p>収入証紙の取扱状況の確認については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
令和元年度（2019年度）監査	
是正又は改善を要する事項	処理・改善（再発防止）策等の状況
<p>【契約金額が予定価格を超えているもの】</p> <p>業務委託契約において、契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とする事とされているが、条件に違反した見積書を誤って収受し、予定価格を超えた金額により契約を締結しているものが、1件、580万4,040円あった。なお、この見積書は権限を委任されていない代理人からのものであった。</p>	<p>局内において、予定価格の取扱を含む契約全般について改めて基本事項を周知することに加えて、見積書の受理、委託先の選定、契約の締結等の各段階において他の者による確認がしっかりと行われるよう、働きかけを実施。</p> <p>また、あわせて類似事例を扱う他係の担当者にも積極的に相談を促すことで、財務規則等に沿った適切な処理が行われるよう、改善を図った。</p>

5 各（総合）振興局における民泊事業について

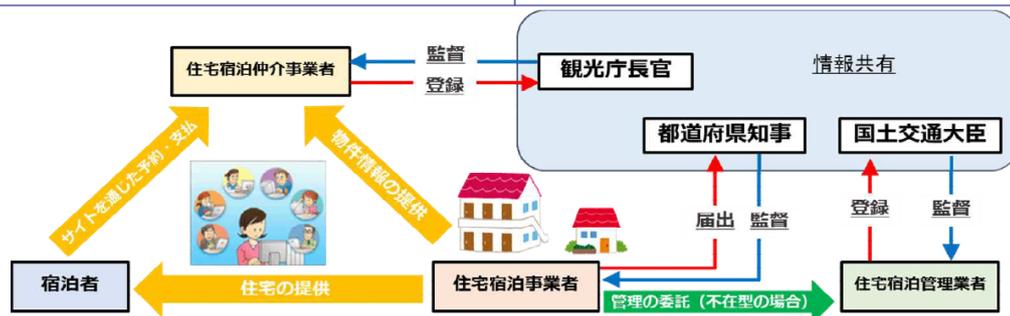
(1) 民泊事業の概要

民泊を行うには、住宅宿泊事業法にのっとり、住宅宿泊事業者として都道府県への届け出が必要であり、家主居住型と家主不在型がある。家主不在型の場合は、住宅宿泊管理業者への管理の委託が必須となっている。また、都道府県においては、住宅宿泊事業者へ監督を実施する。

住宅宿泊事業法の概要



背景・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及 ○ 多様化する宿泊ニーズ等への対応 ○ 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等
概要	<p>※ 都道府県に代わり、保健所設置市（政令市、中核市等）、特別区（東京23区）が監督（届出の受理を含む）・条例制定措置を処理できる</p> <p>2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国土交通大臣の登録が必要 ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）の実施と1②の措置（標識の掲示を除く）の代行を義務付け ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施 <p>3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 観光庁長官の登録が必要 ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付け ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施 <p>○ 公布 平成29年6月16日 ○ 施行期日 平成30年6月15日</p>
	<p>1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県知事への届出が必要 (年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設) ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等）を義務付け ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施



（観光庁 住宅宿泊事業法の概要）

(2) 北海道における民泊事業の実施状況

北海道においては、本庁において、民泊の届け出の受理・審査を行うほか、民泊における苦情対応を行っている。また、住宅宿泊事業者への立ち入り検査や指導は、各（総合）振興局における商工労働観光課内の観光振興係で行っている。観光振興係においては、住宅宿泊事業者から新規の届け出がなされた際には、当該新規事業者に対して立ち入り検査を実施している。また、既存の事業者に対しても定期的に立ち入り検査を実施している。

立ち入り検査においては、北海道における民泊事業者への指導マニュアルに沿って、住宅の外観や室内全般に関する事項について適否を判断し、是正が必要な箇所については適宜指導を口頭及び文書で行っている。

第3 監査の結果

1 監査結果

観光振興に関する事業に当たって着眼点ごとに監査手続を定め、その手続に従い監査を実施した結果、概ね適正に執行されていることが認められた。

なお、着眼点の一部事項については、次のとおり留意すべき事項が認められた。

2 意見・指摘等について

【指摘①】 現物協賛の概念を観光協会等への支援に係る機構負担金事業に用いるのであれば、現物協賛に対する評価額の客観性と公平性を担保すること

現物協賛については、前述のとおり、金銭の拠出以外の役務や物品の提供により負担金事業における機構負担経費の算定上用いられている概念である。当該現物協賛について金額に置き換える算定基準（例えば役務提供ごとの単価等）について、統一的な運用がなされていない。

しかし、機構負担金事業の中で、機構が各地域の観光協会等の事業へ支援を行う事業である「地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業」においては、機構の負担金額と同額以上の応援団体の負担を求めているが、当該応援団体の負担額の中に現物協賛額を含めて算定がなされている。よって、現物協賛の評価額は機構の負担金額に直結する非常に重要なものと認識するが、当該評価額の算定においては基準の統一的な運用がなされていない。現物協賛という概念を観光協会等への支援に係る負担金算定上も用いるのであれば、現物協賛額について、実態に即した客観的な評価基準を明示し、負担金額に直結する評価額の妥当性と公平性を担保すべきである。

なお、現状の現物協賛の中に人件費は含まれていない。人の働きにお金はかからないといった考えが以前はあったかもしれないが、人手が常に足りていない現在の状況を鑑みると、人手の拠出こそが現物協賛の中心であるともいえると思慮する。よって、人件費も含めて、現物協賛の範囲についても、常に時世に合った形で更新していくべきである。

【指摘②】 実績報告書の確認を徹底すること

令和3年度包括外部監査において「広域連携DMOとしての北海道インバウンド戦略立案事業」への意見に対する措置として、「負担金事業立案時において、事業成果を測るため、それぞれの事業ごとに機構、道で協議の上、定量的な成果指標を可能な限り定めることとし、事業終了後にその達成度を評価することとする。」としていたところ、令和4年度観光事業環境変動対策特別事業において、実績報告書の効果欄が空欄のまま決裁されていたことを確認したが、この点について本監査でヒアリングしたと

ころ、機構においては「委託事業の事業実施報告書」により事業効果を把握しており、北海道としても現地調査において事業効果を確認しているとのことであったため、書面審査上の不備であったと判断する。

また「地域の魅力を活かした観光地づくり推進」事業においては、協定書に定められた別紙1様式ではなく、共通様式28号（経済部補助金事業に使用する様式）にて報告があったにも関わらず、決裁されていたことを確認した。

現行では、負担金事業において協定書だけが北海道と機構の契約根拠であるところ、様式相違の不完全な履行状況下で事業精算が完了しており、確認が徹底されていないと判断する。

今後の再発防止策の策定を行うこと。

【指摘③】 公文書管理規則上、保管すべき記録が作成されていない

公文書管理規則によって北海道の意思決定過程については会議内容の文書作成が義務付けられている。観光局に確認したところ、機構設立の経緯、毎年度の機構負担金事業の打ち合わせ経緯などが保管されていないことが判明した。よって、このような文書の作成は今後は速やかに行うべきである。

なお、道においては、当該事実が監査人により発覚・指導の下、令和5年11月より文書作成の是正措置を実施している。

【意見①】 「どさんこ旅サロンの運営・利用促進事業費」は負担金事業が最善の事業形態か再検討すべきである

どさんこ旅サロンは東京において、観光情報の提供・相談対応や観光パンフレット等の配付等を行っている事業であり、札幌市の東京事務所の一部分を借り受けている。

そこで、平成19年5月に公表された「北海道観光戦略推進組織のあり方について」で取りまとめられた報告書においては観光案内所の運営については直営事業で行うべきものとして整理されており、当事業と類似した事業である「食と観光」情報館設置・運営事業は直営事業で実施されている。

道としては、当事業においては、単なる観光案内所ではなく、首都圏における情報収集及び情報発信の場として捉えているとのことであるが、観光情報の提供・相談対応や観光パンフレット等の配付等が主たる事業であることを鑑みると、直営事業とすべき観光案内所という枠組みとの整合性については疑問も生じるところである。

よって、どさんこ旅サロン事業は、そもそもどのような背景で何のために行っているのかを再確認した上で、負担金事業としての在り方を含め、改めて最善の事業形態を再検討すべきであると思慮する。

【意見②】 機構における負担金事業の公平性を確実に担保すべきである

機構は、北海道内における観光事業者によって構成されている団体であり、その役職員の多くが観光事業者等からの出向者である。

一方で、機構との負担金事業において、機構が各事業ごとに委託事業者を選定し、観光振興に関する事業を実施している。

この場合、機構と、機構の会員または役職員の出向元である観光事業者等との関係性においては、公平性が十分に担保できるような措置が必要である。

機構においては、負担金事業において、各事業者の選定に当たり、各事業ごとに企画提案審査会を設置し、当該審査会の審査委員には道観光局の担当者が最低1名は入っていることや、内規により審査委員が企画提案者の利害関係者と認められる場合には選任しないといった運用により、利益相反が起きないように事業者の選定を行っているとのことである。

しかし、審査委員及び審査内容は原則として非公開であり、上記運用が適切に行われているか外部からはわからない。また、内規にある「審査委員が企画提案者の利害関係者と認められる場合には選任しない」といった規定についても、例えば「企画提案者の利害関係者」の具体的な範囲まで規定されているわけではない。

よって、上記のような公平性に係る対応は、負担金事業によって多額の公金を機構に拠出している観光局においても、常に念頭においておくべきものであり、より効率的な事業実施がなされるよう指導助言すべきである。

3 所感

現在北海道が用いている現物協賛という概念は、協賛の意思などを確認しているものではなく、現状のやり方は機構及び機構にプロポーザルする事業者等の事務量を増大させ、客観性が担保されるものではなく、むしろ恣意性が介入する余地を増している懸念がある。

機構自体が職員の出向受け入れをすることを現物協賛とし、登録機関としてのDMOが他の団体とは異なる貢献を北海道に対して提供できる体制を構築していることを評価すべきであると思料する。

なお、民泊事業については、今度も住宅宿泊事業法に則り確実な指導監督に努めてもらいたい。

第2節 北海道立地域食品加工技術センターの運営に係る事業

第1 監査の概要

1 監査の目的

令和5年度包括外部監査の監査選定テーマである『観光に関する施策に係る財務事務の執行について』に沿い、観光振興にも繋がる食品の高付加価値化に関連する事業として、地域における食品加工技術の高度化を促進するために設置された北海道立地域食品加工技術センターの運営について、その執行が適正に行われているかを検証する。

2 監査対象部局

北海道経済部食関連産業局食産業振興課

3 監査の範囲

北海道立地域食品加工技術センターの事業実施に関わる事務全般

4 監査日程

(1) 予備調査

令和5年7月5日 北海道経済部食関連産業局食産業振興課

(2) 本調査

- ① 令和5年9月27日 北海道経済部食関連産業局食産業振興課
- ② 令和5年10月16日 公益財団法人オホーツク財団
- ③ 令和5年10月17日 公益財団法人オホーツク財団
- ④ 令和5年10月20日 北海道経済部食関連産業局食産業振興課
- ⑤ 令和5年10月30日 公益財団法人とかち財団
- ⑥ 令和5年10月31日 公益財団法人とかち財団

5 着眼点

- (1) 法令、条例、規則等に基づき適正に管理運営されているか
- (2) 設置目的に従い十分な活用が図られているか
- (3) 経済的、効果的、効率的に管理運営されているか
- (4) 施設、設備、備品等は適正に維持管理されているか

6 監査の手續

上記着眼点に基づき、関係する資料の精査並びに対象部局へのヒアリング及び現地調査等による確認を行った。

第2 事業の概要

1 地域食品加工技術センターについて

(1) 所管部課等

北海道経済部食関連産業局食産業振興課

(2) 設置目的（根拠法）

以下、北海道立地域食品加工技術センター条例（一部抜粋）及び北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則（一部抜粋）を掲げる。

北海道立地域食品加工技術センター条例

(設置)

第1条 地域における食品加工技術の高度化を促進し、北海道の食品工業の発展に寄与するため、北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター	北見市
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	帯広市

(事業)

第3条 技術センターは、次の事業を行う。

- (1) 技術センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。
- (2) 食品加工に関する依頼による試験及び分析を行うこと。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 技術センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第3号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条第1項の承認に関すること。

(3) 施設等の維持管理に関すること。

(4) その他知事が定める業務

(使用の承認)

第8条 技術センター施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

(承認の基準)

第9条 指定管理者は、技術センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

(1) 利用の目的が技術センターの設置の目的に反するとき。

(2) 技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(変更の承認)

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第12条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に收受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(手数料)

第13条 技術センターに試験若しくは分析を依頼する者又はその成績書の謄本の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 手数料の額は、別表第2の範囲で規則で定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第12条関係）

1 試験、研究又は分析のための機器を利用する場合 1台1時間以内50円以上14,200円以下、1時間を超えるときはその超える時間1時間につき4,300円以下

2 研修室を利用する場合 1時間につき3,190円以下

備考

利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

別表第2（第13条関係）

1 試験 1件につき2,500円以上12,200円以下

2 分析 1件につき4,300円以上70,600円以下

3 成績書謄本 1通につき590円以下

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立地域食品加工技術センター条例（平成6年北海道条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の額の承認)

第3条 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(利用料金の還付の基準)

第4条 条例第12条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

(1) 条例第8条第1項の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合

(2) 条例第11条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

(利用料金の減免の基準)

第5条 条例第12条第6項の規則で定める基準は、知事が特別な理由があると認める場合に、利用料金を減免することができることとする。

(依頼試験等の手続)

第6条 技術センターに試験又は分析を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、別記第2号様式の試験分析依頼書に知事が指定する数量の現品を添えて、知事に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、同項の知事が指定する数量の現品を除き、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(手数料)

第7条 条例第13条第2項の手数料の額は、別表のとおりとする。

(成績書の交付)

第8条 知事は、依頼に係る試験又は分析が完了したときは、別記第3号様式の成績書を依頼者に交付するものとする。

2 前項の成績書の謄本の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の成績書謄本交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、試験分析依頼書に併記してこれに代えることができる。

3 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(手数料の納付)

第10条 依頼者又は成績書の謄本の交付を受けようとする者は、試験分析依頼書又は成績書謄本交付申請書を提出する際に、手数料を納めなければならない。

別表（第7条関係）

1 試験を依頼する場合

区 分	手 数 料	
一般生菌数	1件ごとに	11,000円
大腸菌群	同	11,000円
耐熱性菌数	同	12,200円
乳酸菌数	同	9,850円
真菌数（カビ、酵母）	同	11,100円
嫌気性菌数（GAM培地）	同	11,500円
大腸菌	同	9,850円
ブドウ球菌	同	9,850円
腸炎ビブリオ菌	同	10,100円
サルモネラ菌	同	10,100円
水分活性測定	同	5,200円
糖度測定	同	2,500円
pH測定	同	2,550円
粘度測定	同	10,300円
色測定	同	3,800円
比重測定	同	5,050円
屈折率測定	同	5,000円
異物検査	同	5,100円
普通物性測定	同	8,150円
その他の試験	1件ごとに2,500円以上12,200円以下の範囲内で知事の定める額	

2 分析を依頼する場合

区 分	手 数 料	
灰分分析	1件ごとに	4,300円
水分分析（絶乾法）	同	4,300円
たんぱく質分析	同	12,600円
脂質分析	同	9,250円
繊維分析	同	10,500円
食塩分析	同	7,850円
アルコール分析	同	7,800円
脂肪酸組成分析	同	49,800円
アミノ酸組成分析	同	70,600円
有機酸分析	同	39,100円
無機質分析	同	9,200円

区 分	手 数 料	
添加物分析（簡易）	同	12,200円
添加物分析（複雑）	同	22,100円
水溶性ビタミン分析	同	16,600円
脂溶性ビタミン分析	同	22,100円
食物繊維分析	同	51,300円
普通分析	同	8,350円
糖類分析	同	14,700円
無脂乳固形分分析	同	12,600円
乳脂肪分分析	同	5,250円
その他の分析	1 件ごとに4,300円以上70,600円以下の範囲内で知事の定める額	

- 3 成績書謄本の交付を受けようとする場合
 成績書謄本 1 通につき590円

2 指定管理者について

北海道立地域食品加工技術センター条例第4条の規定に基づき、北海道立地域食品加工技術センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他団体である指定管理者に行わせるものとされており、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターについては公益財団法人オホーツク財団が、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターについては公益財団法人とかち財団が、各センターの指定管理者に指定されている。

(1) 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、平成15年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）」により、管理委託制度（公の施設（住民の福祉を増進する目的をもって、北海道などの地方公共団体が設置し、住民の利用に供するための施設）の管理を地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に限って委託できるとした制度）が廃止され、地方公共団体が指定する民間事業者に管理を代行させることができることとした制度であり、民間事業者が有するノウハウを活用して、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とするものである。また、この制度により、行政処分該当する使用許可についても管理権限の一環として指定管理者に行わせることが可能となった。

以下、指定管理者制度の概要を説明するために有用と思われる法律等（地方自治法、条例、同施行規則）の規定を一部抜粋する。

地方自治法
 第十章 公の施設
 （公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。